

独立行政法人福祉医療機構W A M N E T利用規約

平成 15 年 10 月 1 日

独立行政法人福祉医療機構

W A M N E T は、中央センター、地方センター及び利用機関から構成されるネットワークシステムであり、利用機関に対し、福祉保健医療に関する情報提供、利用機関の双方向の情報交換など、福祉保健医療に関する情報化の推進を支援することを目的としています。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本規約は、独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)が運営するW A M N E Tを本規約第 4 条に規定する利用機関(以下「利用機関」という。)が利用する場合の規則を定めるものです。

(本規約の範囲)

第 2 条 W A M N E T 利用規約は、本規約に加え、以下の規定も本規約の一部を構成するものとし、

一 W A M N E T の電子掲示板等に掲示する利用規定

二 W A M N E T が提供する各種サービスの冒頭に掲載される「ご案内」または「ご利用上の注意」等の利用規定

(本規約の変更)

第 3 条 機構は、利用機関の了承を得ることなく本規約を随時変更することができるものとし、利用機関はこれを承諾します。

第 2 章 利用機関

(利用機関)

第 4 条 利用機関とは、W A M N E T の中央センターへ利用申請書を提出し、その承認を受けた者をいいます。

(利用の承認等)

第 5 条 中央センターは、利用申請書を受付け、必要な審査・手続等を経た後に利用を承認します。

2 利用を承認された利用機関には、W A M N E T 利用機関識別コード(以下「ID」という。)が付与されます。

3 利用機関がW A M N E T を利用する場合は、中央センター長が特に認めた場合を除き、インターネット経由で利用するものとし、

(利用の不承認)

第 6 条 利用申請審査にあたっては、以下のいずれかの理由により、利用の承認をしないことがあります。

一 福祉保健医療に関する情報の提供、取得または情報交換以外の目的に使用されるおそれがある場合。

二 利用申請の際の申告事項に、虚偽の記載がある場合

三 W A M N E T の適正な運用または管理上支障が生じる場合

四 利用機関が過去に規約違反等により利用承認の取消しを受けたことがある場合

五 その他、利用機関とすることを不相当と判断した場合

(譲渡禁止)

第7条 利用機関は、W A M N E Tの利用機関として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させたり、売買、名義変更、質権の設定、その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

(変更の届出および利用の中止)

第8条 利用機関は、利用申請書の届出内容に変更があった場合または利用の中止をする場合には、速やかに中央センターに所定の方法で届出をするものとします。

2 利用機関の合併等が行われた後、W A M N E Tの利用を継続する機関は、中央センターに対し、速やかに承継があった事実を証明する書類を添えて届出をするものとします。

(設備等)

第9条 利用機関は、W A M N E Tを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となるすべての機器等を、自己の責任と費用において準備するものとします。

第3章 利用機関の義務

(IDの利用に関する自己責任の原則)

第10条 利用機関は、自己のIDおよびこれに対応するパスワードの使用および管理について一切の責任を持つものとします。

2 IDの使用により第三者に対して損害を与えた場合、当該行為を自己がしたか否かを問わず、自己の責任と費用をもって解決し、機構に損害を与えることのないものとします。

3 利用機関が他団体の運営するデータベースサービスやネットワーク等へ接続して、両者間で紛争等が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、機構は一切の責任を負わないものとします。

4 機構は、W A M N E Tの利用により発生した利用機関の損害全てに対し、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとします。

5 利用機関が本利用規約に違反して機構に損害を与えた場合は、機構は当該利用機関に対して被った損害の賠償を請求できるものとします。

6 利用機関が雇用している従業員等が、本利用規約に違反した場合、利用機関と当該従業員の方には、連帯して責任を負っていただきます。

(セキュリティに関する自己責任の原則)

第11条 利用機関は、コンピュータウイルス対策及び不正侵入対策等に十分な注意を払わなければならないものとします。

2 利用機関の機器がコンピュータウイルスに感染し又は不正侵入等され、利用機関と第三者の間で紛争等が発生した場合及び機構に損害を与えた場合の取り扱いは前条第2項から同第6項の規定を準用するものとします。

(禁止事項)

第12条 利用機関は、W A M N E T上で以下の行為をすることができません。

- 一 福祉保健医療に関する情報の提供、取得または情報交換以外の目的に使用する行為
- 二 営利を目的とする行為
- 三 公序良俗に反する行為
- 四 犯罪的行為に結びつく行為
- 五 他の利用機関または第三者の著作権を侵害する行為
- 六 他の利用機関または第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為
- 七 他の利用機関または第三者を誹謗中傷する行為

- 八 W A M N E T の運営を妨げ、あるいは W A M N E T の信頼をき損するような行為
- 九 入力されている情報を許可なく変更を行う行為
- 十 I D または、パスワードを不正に使用する行為
- 十一 事実反するまたはそのおそれのある情報を提供する行為
- 十二 不特定多数の利用機関に対しての電子メールを送りそれを読むことあるいはアンケートに答えること等を強要する行為や、必要以上のメールを送るなどの迷惑行為
- 十三 他ネットに接続した際、接続先の規約に反する行為
- 十四 その他、法律等に反する行為

第 4 章 運営

(I D の一時停止)

第 1 3 条 中央センターは、運用管理上緊急性が高いと認めた場合は、当該利用機関の I D を一時使用停止とすることがあります。

2 中央センターが前項の措置を取ったことで、当該利用機関に損害が発生しても、機構は、いかなる責任も負いません。

(情報等の削除)

第 1 4 条 中央センターは、運営および管理上の必要から、利用機関に事前に通知することなく、利用機関が W A M N E T に登録した情報および文章等を削除する場合があります。

2 中央センターが前項の措置を取ったことで、当該利用機関に損害が発生しても、機構は、いかなる責任も負いません。

(W A M N E T の一時的な停止)

第 1 5 条 中央センターは、以下のいずれかの場合には、利用機関に事前に通知することなく、一時的に W A M N E T を停止することがあります。

- 一 W A M N E T のシステムの保守を緊急に行う場合
- 二 火災、停電等により W A M N E T の提供ができなくなった場合
- 三 その他、運用上あるいは技術上、W A M N E T の一時的な停止を必要と判断した場合

2 機構は、前項各号の事由により W A M N E T の提供の遅延または停止等が発生したとしても、これに起因する利用機関または他の第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。

(利用承認の取り消し等)

第 1 6 条 利用機関が、以下のいずれかに該当する場合は、中央センターは当該利用機関に事前に通知することなく、承認の取り消し、または I D の使用を停止することができるものとします。

- 一 第 6 条に掲げる場合に該当することが判明した場合
- 二 第 7 条の規定に違反した場合
- 三 第 1 2 条に掲げる行為を行った場合
- 四 利用機関の業務の全部もしくは重要な一部を他に譲渡し、または中止した場合
- 五 連続して 3 ヶ月以上、I D が利用されなかった場合
- 六 その他中央センターが、利用機関として不相当と判断した場合

附 則

- 1 この規約は平成 1 5 年 1 0 月 1 日から適用します。
- 2 この規約の適用前に利用の承認を受けた利用機関は、この規約により承認を受けたも

のとみなします。